京都府都市農業振興アクションプランに係る政策検討会議(第1回) 議事要旨

1 日 時

平成 30 年 7 月 26 日(木) 16:00~17:30

2 場 所

京都ガーデンパレス 鞍馬

- 3 議事 <◎:座長、○:委員、●:事務局>
- |(1) 京都府における都市農業の現状と都市農業振興の必要性|
 - 都市農業者の実態は、<u>狭小のほ場で細々と農業経営をしている農家が大半。営農条件</u>が悪い都市農業者が、計画の対象から抜け落ちないようにするべき。
 - 狭く点在したほ場で生産する都市農業者も多く存在することは認識している。昨年度 実施した都市農業ワーキングチームによる都市農業における課題抽出も参考にして、 いい事例だけではなく、小規模農家からの意見なども反映させた偏りのない計画にす る。
 - 都市計画区域は、都市農地が少ない宮津市や亀岡市等にもあるが、農振農用地区域で 遊休農地が目立つような地域の<u>市町村行政においては、必ずしも都市農業に目が向い</u> ているとは言えない。 亀岡以北における都市農業を議論しても、政策的に進みにくい のではないか。どの部分にスポットを当てて議論していくのか。
 - ◎ 都市農業振興基本法の定義は、実体規定。今後、府が都市農業に対して施策を打つ場合、先に地域を限定してしまうと、その地域から外れた市町村が施策を活用できないことが出てくるかもしれない。実際、都市計画設定されていない地域でもスプロール的に市街地が広がって、農業施策がうまくいっていないところもある。そうすると、既に策定された府県の地方計画のように、基本法に則って「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」のような形にした方がいいのかもしれない。今後、さらに議論していきたい。
 - ◎ 都市農地が減少することで、営農条件が厳しくなるだけでなく、住民にとっても住みづらい環境になる。単純に土地(都市農地)をどうするかというより、都市生活の環境整備や防犯、防災、食育の関係など、都市農業の価値をどうフォローアップしていくのかを考える必要がある。
 - 都市住民へのアンケート結果は、もとから都市農業者に対して好意的な印象を持つ人 が多く回答している可能性がある。ほかの手段により、平等な条件で調査する必要が

あるかもしれない。

○ 人口減少や高齢化等による宅地需要の減少や空き家の増加と言われている一方で、東京などはマンションの建設ラッシュが続いている。データ通りにいかない可能性も考慮する必要がある。

(2) 検討委員からの話題提供

- 国の既存の施策は大規模化や効率化がメインで、小規模経営が中心の都市農業では、 活用できる事業がなかった。一方で、<u>市町村などが単独で事業を組むには財政的に厳</u> しく、難しい。
- 都市農業では、農業を産業として考えるより、農家や農地の存在価値をどう打ち出すかを考えるべき。個性的な経営をしている農家と小規模経営で農地を維持している農家の両方をどう守っていくのかが課題。
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定やそれに付随する税制改正により、<u>自分で農業をしなくても農地を守れるようになったのは大きな変化</u>。これらの制度は、しっかりと活用していくべき。
- 京都市は、それぞれの地域(上賀茂、山科など)で特色がある。それらの特色ある農業に加えて、住民も巻き込んだひとつの形に行政が中心となってまとめることで、都市農業は残っていくと考える。
- **都市部でも、取組によっては生産者をグループ化**していく動きは重要。
- 京都の都市農業の歴史を振り返ることで、新しいものが生まれるのではないか。
- 都市農業者に、大きく変化している**都市農業に関する法律や制度の内容を知ってもら う必要**がある。そのため、行政や農業協同組合、京都府農業会議が協力して取り組む べき。
- 京都府農業会議では、税制等の都市農業制度の相談窓口として、都市農業地域を専門 とした現地推進役を設置した。
- 都市農地の流動化の取組を進めていきたい。
- 京都府の市街化区域内農地は水田が多く、生産緑地でも細々と経営をして維持されて

きた。一方で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定により生産緑地を貸借しても相続税納税猶予等の税制優遇が適用できるなら、都市農地を借りたいという声もある。

- これまでの農業振興施策は中山間地域が中心であったが、<u>担い手層がもっとも厚い都</u> 市部に対する支援も必要と考える。
- <u>都市農業は、法律や制度などが複雑</u>すぎる。そのため、市町村の中には<u>農業部局と都市部局が縦割り組織になっており、連携が取れていない</u>ことがある。そのような状態ではうまくいくはずもなく、組織体制も考えていく必要がある。
- 大学の農学部の学生でも、豊かな農業と言えば農村部をイメージして、都市部に京野 菜や宇治茶のような農業資源がたくさん存在することを知らない。
- 都市農業が危機的な状況ばかりでもないし、いいところばかりでもない。京野菜や宇治茶、すぐき漬け等の加工品を作っている農業(農家)を、いかに発展させていくか。また、狭小な農地で水田をしている農業(農家)をどう守らないといけないのか。どちらも都市農業として守る必要はあるが、それぞれ目線が異なるため、問題を分けて考える必要がある。
- 京都の特徴は、<u>街のサイズによる豊かさ</u>。生活の<u>身近なところに農家がいることであ</u> り、そのことが京の食文化の豊かさを支えてきた。
- 京の食文化に憧れて京都に来る人もいる中で、憧れの部分と実際に農業をやっている 人のマッチングがうまくできていない。小さい農業をやっている人と小さく消費して いる人が、小さいつながりをたくさん作ることで、大きなネットワークを形成してい く。
- 福知山市などの中北部の都市計画区域の大半は、ほとんど農地であり、耕作放棄地が 多い。
- 京都府が都市農業のモデルケースとなるように、一般市民を幅広く巻き込んだアクションプランにしてほしい。
- ◎ 中山間地域ではこれまで様々な施策が打たれてきたが、都市農業地域はこれまで抜けていた。この度、国の法制度が整備されたことから都市農業に焦点が当てられ、アクションプランを作成している。中山間地域と都市農業地域の両者が整合性をとって、市町村側がいかにバランス良く取り組めるようにするかが、ひとつの課題である。

(3) 検討会議の進め方と論点の整理

- 先に策定された地方計画には、「暮らしに密着した農業」が入っている。教育や食育上、農業に触れることは大切なこと。さらに、食育をきっかけに将来の農業の担い手となる可能性も秘めている。そのために、農業者と幼稚園や学校等との接点の持ち方についても盛り込まれるとよい。
- 都市農業は距離が近いことから生産者の顔が見えやすく、商品に愛着を生み、購買時 に優先的に商品を選択されることにつながる。
- 今回京都府で策定する計画は、既に策定されている他府県の地方計画と同じようなも のではなく、**京都府ならではの特色や視点、課題を盛り込んだ計画**にしていくべき。

まとめ

- ◎ アクションプランの柱は、都市農業振興基本法の条文に即した形となるのではないか。
- ◎ そのために検討会議で議論すべき課題としては、以下の通りと考える。
 - ① 担い手の育成
 - ⇒京都の独自性(多様性や振り売りなど)を盛り込んで考える
 - ② 農地の維持・保全問題
 - ⇒大都市地域と中小都市地域とあわせて考える
 - ③ 都市と農業の交流
 - ⇒生産者と消費者の間をどうつなぐか(生協、振り売り、流通関係等)。食文化や 食育等を盛り込むことで、京都らしさが発揮される
- ◎ 次回の議論は、計画の骨格づくりと課題抽出及びその対応について。